

○恵庭市附属機関等の委員の選任等に関する取扱要綱

平成19年2月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政に対する専門的知識の導入及び行政の公平、公正の確保と市民意思の反映を図るため、附属機関及び私的諮問機関（以下「附属機関等」という。）の委員の選任等について、法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置するものをいう。

2 この要綱において「私的諮問機関」とは、有識者等の意見を徴収し、市の行政に反映させることを主な目的として、設置する協議会、懇談会又はその他の会合（附属機関を除く。）をいう。

(委員の数)

第3条 附属機関等の委員の数は、13人以内とする。ただし、法令等に定めがある等特別な事情があるときは、この限りでない。

(委員の選任)

第4条 附属機関等の委員の選任については、次の事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関等の機能が十分に発揮されるよう、特定の者が長期にわたって選任されることを避け、かつ、広く各界各層から参加する道を開くことによって、附属機関等の活性化を図ること。
- (2) 委員の選考に当たっては、恵庭市の男女が平等に暮らすためにともに歩む条例第3条の基本理念を考慮し、恵庭市審議会等委員への女性の登用推進要綱（平成16年4月1日実施）第2条の審議会等の女性委員の構成比率を高めるよう努めること。
- (3) 市議会議員は、法令等に定めがある等特別な事情があると認められる場合を除き、委員に選任しないこと。
- (4) 市職員は、法令等に定めがある場合及び次に掲げる場合を除き、委員に選任しないこと。

ア 当該附属機関等の所掌事務に密接な関連を有する者や団体を代表する者及びこれらに準ずると認められる者である場合

イ 専門的な知識又は経験を有する者が他に得られない等特別な事情があると認められる場合

2 附属機関等の委員への就任又は推薦を依頼するときは、事前に市長と就任又は推薦を依頼する者について協議しなければならない。

(委員の任期)

第5条 附属機関等の委員の任期は、法令に定めるものを除き、幅広く市民の意見を行政に反映させるため、任期の回数を定める等若年層の登用促進に努めるものとする。

(委員の公募)

第6条 附属機関等の委員を選任する場合にあっては、当該附属機関等の委員の定数の2割以上を公募により行うよう努めるものとする。ただし、特に専門性を必要とする附属機関等、特定の個人又は団体に関して審議等を行う附属機関等及び行政処分に関する附属機関等においては、この限りでない。

2 委員の公募は、市広報誌による周知によって行い、広報誌掲載の日から2週間程度の公募期間を設ける。

3 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とし、同一の者について同時に2以上の附属機関等の公募委員としないものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 市内に住所を有すること。

(2) 市内の事業所等に勤務していること。

(3) 市内の学校に在学していること。

4 公募委員の申込みは、応募申込書（様式第1号）及び小論文を当該附属機関等の所管部に提出することによって行うものとする。この場合において、公募委員であった者（現に公募委員である者を含む。）が当該附属機関等の公募委員の申込みを行うときは、小論文の提出を省略することができる。

(公募委員の選考)

第7条 公募委員の選考に当たっては、選考会を当該附属機関等の所管部に設置するものとする。

2 選考会は、次に掲げる委員5人以内をもって組織し、委員長及び副委員長各1人を置くものとする。

(1) 所管部の部長職、次長職及び課長職

(2) 総務部長

(3) 企画振興部長

3 委員長は所管部の部長職、副委員長は所管部の次長職（次長職がない場合は、課長職）をもって充てるものとする。

4 選考会の運営は、委員長が招集し、会務を処理するものとする。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その処理を代理する。

6 選考会は、選考に当たっては委員選考調書（様式第2号）を作成するとともに、必要な資料等を参考に選考する。

7 選考会に出席した者は、選考上知り得た事項を漏らしてはならない。

8 選考会は、応募者の中から当該附属機関等の委員にふさわしい資質を有する者の選考を厳正に行う。

9 委員長は、選考結果を速やかに整理し、書面にて市長に報告しなければならない。

10 市長は、前項の報告に基づき、公募委員を選考するものとする。

11 前各項に定めるもののほか、公募委員の選考に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 22 年 3 月 1 日から実施する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の恵庭市附属機関等の設置等に関する取扱要綱の規定は、平成 22 年 3 月 1 日以後に行う委員の公募から適用し、同日前に行う委員の公募については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 29 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 24 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

様式第1号（第6条関係）

応募申込書

様

委員に応募いたします。

なお、委員の選定にあたり恵庭市附属機関等の設置等に関する取扱要綱第6条第3項に定める事項について市が調査及び確認することに同意します。

|              |        |     |
|--------------|--------|-----|
| ふりがな         |        | 年 齢 |
| 申 込 者<br>氏 名 |        | 満 歳 |
| 生 年 月 日      | 年 月 日生 |     |

|                   |     |          |
|-------------------|-----|----------|
| ふりがな              |     | 電話番号（自宅） |
| 現 住 所             | 〒 — |          |
|                   |     | 携帯電話番号   |
|                   |     |          |
| メールアドレス           | 携帯  |          |
|                   | PC  |          |
| 現在所属している<br>附属機関等 |     |          |

| 年号 | 年 | 月 | 日 | 経歴(職歴等) |
|----|---|---|---|---------|
|    |   |   |   |         |
|    |   |   |   |         |
|    |   |   |   |         |
|    |   |   |   |         |
|    |   |   |   |         |
|    |   |   |   |         |
|    |   |   |   |         |
|    |   |   |   |         |
|    |   |   |   |         |
|    |   |   |   |         |
|    |   |   |   |         |
|    |   |   |   |         |
|    |   |   |   |         |
|    |   |   |   |         |
|    |   |   |   |         |
|    |   |   |   |         |
|    |   |   |   |         |
|    |   |   |   |         |

様式第2号（第7条関係）

委員選考調書

| 受付<br>順 | 氏 名<br>住 所<br>生年月日 | 選考委員名 |   | 採点<br>順位 |
|---------|--------------------|-------|---|----------|
|         |                    | 評     | 価 |          |
|         |                    |       |   |          |
|         |                    |       |   |          |
|         |                    |       |   |          |
|         |                    |       |   |          |
|         |                    |       |   |          |
|         |                    |       |   |          |
|         |                    |       |   |          |
|         |                    |       |   |          |
|         |                    |       |   |          |
|         |                    |       |   |          |
|         |                    |       |   |          |
|         |                    |       |   |          |
|         |                    |       |   |          |
|         |                    |       |   |          |
|         |                    |       |   |          |
|         |                    |       |   |          |
|         |                    |       |   |          |
|         |                    |       |   |          |
|         |                    |       |   |          |
|         |                    |       |   |          |
|         |                    |       |   |          |
|         |                    |       |   |          |
|         |                    |       |   |          |
|         |                    |       |   |          |